

1. はじめに

1-1 本市の概要

本市は、昭和 27 年（1952 年）5 月 5 日に市制を施行し、県下 13 番目の市として誕生しました。明治用水の豊かな水にはぐくまれ「日本デンマーク」と呼ばれるほど農業先進都市として発展してきましたが、経済成長期には、中部経済圏の中心である名古屋市から 30 km という近い距離や、豊田市などの内陸工業都市、碧南市などの衣浦臨海工業都市に隣接している地理的条件に恵まれ、製造業が主要産業に変わりました。産業構造の変化により、自動車関連企業をはじめとする大企業の進出、住宅団地の建設が盛んになり、昭和後期は急速に都市化が進んできました。

また、工場や住宅が多く立地することによって商業も盛んになり、市制施行当時 37,704 人であった人口は、今では 19 万人ほどに成長し、農・工・商業のバランスのとれたまちとなっています。

1-2 計画改訂の背景

これまで本市は、人口増加に合わせ、学校や公営住宅、道路・橋りょう、上・下水道などの公共施設等の整備を一斉に進め、都市基盤の形成や行政サービスの提供を行ってきました。

これらの公共施設等の多くは建設から 30 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。これまでどおりの維持管理を今後も継続した場合、近い将来には一斉に建替えを含めた更新の時期を迎え、莫大な費用が必要となることが予想されます。

一方で、財政の見通しは、今後、生産年齢人口の減少による税収減や老年人口の増加による社会保障関連費の増大等により、現在よりも厳しい状況になることが見込まれており、市が保有する全ての公共施設等を維持管理、更新していくことは困難になる可能性があります。

また将来には、少子高齢化に伴う人口構成の変化やニーズの変化に対応した公共施設等の最適な配置、規模、機能等に関する検討が必要な状況です。

このような中、国は、平成 25 年（2013 年）11 月に国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

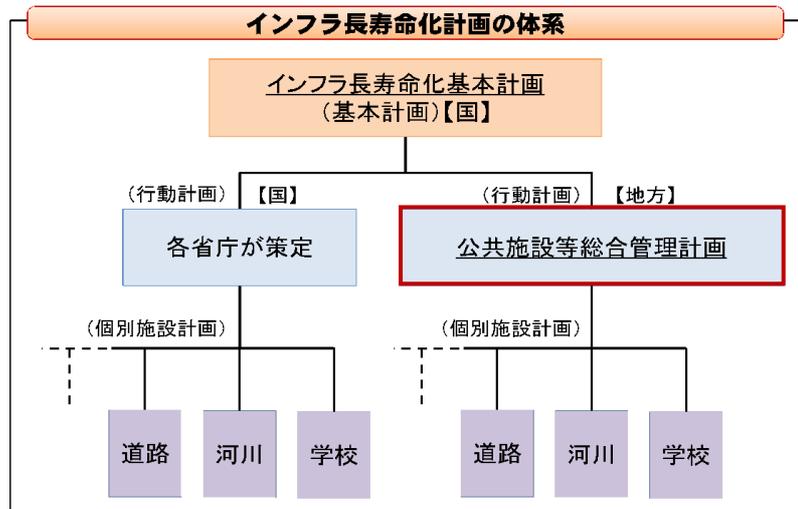
また、平成 26 年（2014 年）4 月には、総務省から各地方自治体に公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定について要請が出され、その後、平成 30 年（2018 年）2 月には、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」の通知が出され、令和 3 年度（2021 年度）までの改訂が要請されました。

1-3 計画の目的

そこで、本市では中長期的かつ全庁横断的な視点から、それぞれが所管する施設の課題について共通認識を持ち、公共施設等の質と量、コストの最適化を効率的かつ効果的に行う、新たなマネジメント方針として平成 29 年（2017 年）3 月に「安城市公共施設等総合管理計画」を策定しました。これは、まず本市の公共施設等の状況及び課題を整理した上で、公共施設等の今後の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を示すことを目的とするものです。

1-4 計画の位置付け

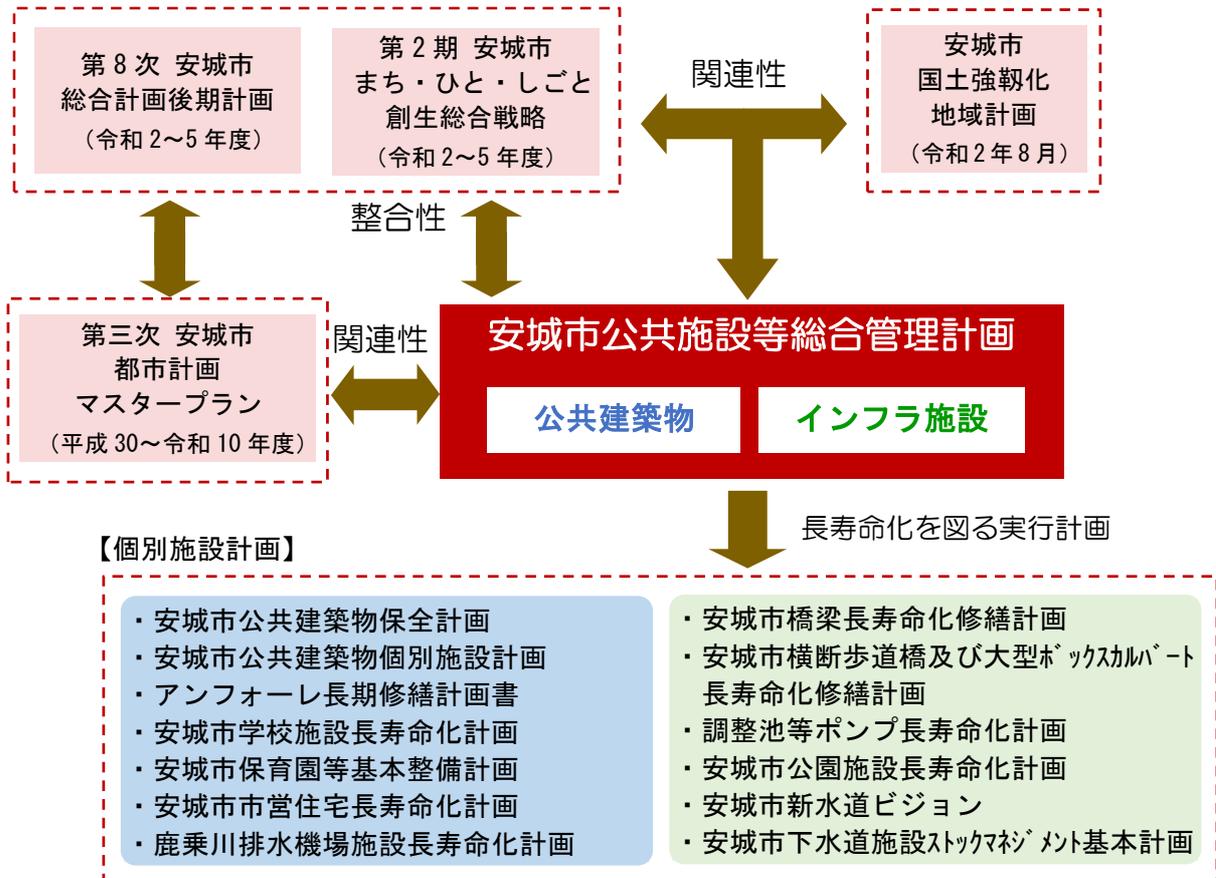
公共施設等総合管理計画は、平成25年（2013年）11月29日に国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、市町村版の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当します。各省庁においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）が策定・改訂されています。



資料：「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の概要・総務省

本市の公共施設等総合管理計画は、これらの計画に示された管理方針、取組方針を踏まえた上で策定されており、同様に改訂を行います。

図表1-1 本市における公共施設等総合管理計画の位置づけ



また、本計画は、本市の総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略、都市計画マスタープラン、国土強靱化地域計画など関連計画との整合性や関連性に配慮した計画とします。

1-5 計画期間

改訂後の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和38年度（2056年度）の35年間とします。これは、将来人口や今後の公共施設等に係る費用を考えるには、長期的な動向を見据える必要があるためです。また、総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略などとの整合性を確保するため、それらの計画が改訂される際には、本計画も必要に応じて見直しを行います。今回は、総務省からの要請により、指針の改訂にあわせて、策定から5年が経過した本計画の見直しを行うものです。

計画期間（改訂前）	平成29年度（2017年度）～令和38年度（2056年度）	※40年間
計画期間（改訂後）	令和4年度（2022年度）～令和38年度（2056年度）	35年間

※総務省の試算ソフトに合わせ40年間と設定しています。

1-6 計画の対象とする公共施設等

総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」によると、総合管理計画の対象施設は「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物」と示されています。

本市では、公共施設等のうち、公共建築物については市の所有する全ての建物を対象とし、インフラ施設については市が管理する市民生活において重要である道路、橋りょう、横断歩道橋等、河川、雨水関連施設、公園、上水道、下水道（農業集落排水施設を含む）を対象とします。

【本市の総合管理計画対象施設】

公共施設等	
【公共建築物】	【インフラ施設】
<ul style="list-style-type: none">・庁舎・学校・体育館・公営住宅・プラント系施設 等	<ul style="list-style-type: none">・道路・橋りょう・横断歩道橋等・河川・雨水関連施設・公園・上水道・下水道